

## 令和4年度エコえひめ取組支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、持続可能な農業生産方式である愛媛県特別栽培農産物等認証制度（エコえひめ認証制度）を推進するため、令和4年度エコえひめ取組支援事業実施要領（令和4年7月13日付け4農産第765号。）に基づき事業主体が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で令和4年度エコえひめ取組支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助対象経費及びこれに対する補助率等は、別表に掲げるところによる。

### (補助金の交付申請)

第3条 事業主体が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに事業主体に通知を行うものとする。

### (補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、別表に掲げる重要な変更があるときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### (補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### (状況報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日までの事業遂行状況を、

翌月の15日までに事業遂行状況報告書（様式第5号）により知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して15日以内又は3月1日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第6号）に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合には、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合には、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第12条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者が概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（事前着手）

第13条 事前の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、前条の規定による通知を受ける前に補助金に係る事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指揮監督）

第15条 知事は、補助事業の実施に関し、必要に応じて検査し、指示を行い、または報告を求めることができる。

（関係書類の保管）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第17条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認められたときは、補助金交付の決定を取り消し、または変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) この要綱により交付された補助金を他に流用したとき
- (4) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき

附則

この要綱は令和4年7月13日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助率等	重要な変更	
		経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
<p>事業主体が実施要領第4に基づき承認を得た実施計画に基づいて行う事業に係る次の経費</p> <p>(1) 販路開拓支援  <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコえひめ農産物の販売・PR活動に係る経費（印刷製本費、郵送費、委託料、使用料、資材レンタル費、交通費、宿泊費、出展料、その他販売促進活動に必要な経費）</li> <li>・（2）又は（3）に取り組む場合は必須とする。</li> </ul> </p> <p>(2) 栽培支援                      エコえひめ農産物の生産及び出荷に係る栽培経費</p> <p>(3) 新規参入者支援                      エコえひめ認証制度新規参入時の認証マーク印刷経費</p>	<p>(1) 定額                      （上限100,000円）</p> <p>(2) 定額、栽培面積あたり単価                      水稻・大豆：1,000円/10a                      野菜：3,000円/10a                      果樹：5,000円/10a                      茶：7,000円/10a</p> <p>(3) 定額                      （上限30,000円）</p>	<p>1 県補助金額の増減                      2 事業内容間の県補助金の流用</p>	<p>1 事業主体の変更                      2 事業の新設又は廃止</p>

